

都道府県型JPドメイン名登録等に関する規則 (修正履歴付き)	都道府県型JPドメイン名登録等に関する規則 (整形版)	備考
<p>都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本レジストリサービス 公開: 2012年 5月 16日 <u>改訂: 2014年 9月 1日</u> 実施: 2012年 7月 16日 <u>実施: 2014年 11月 3日</u></p> <p style="text-align: center;">都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p> <p>(途中省略)</p> <p>第8条 (都道府県型 JP ドメイン名の登録資格)</p> <p>登録者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。</p> <p>2 登録者または申請者が法人格を有さない組織である場合、登録担当者は、この規則に基づくすべての通知を受け、義務を履行する責任を負担する。</p> <p><u>3 登録された都道府県型JPドメイン名と都道府県型JPドメイン名技術細則に定める都道府県ラベルの種類のみが異なる未登録の都道府県型JPドメイン名は、当該登録された都道府県型JPドメイン名の登録者が、当該登録された都道府県型JPドメイン名の管理指定事業者を経由して登録申請する場合に限り登録することができ、これ以外の登録申請は受け付けない。</u></p> <p><u>4 前項の定めは、都道府県型JPドメイン名の移転登録により、それぞれの登録者が異なることを妨げない。</u></p> <p>(途中省略)</p> <p>第23条 (都道府県型JPドメイン名の廃止)</p> <p>登録者は、都道府県型JPドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について別に定める確認を行ったうえ、確認完了の日の属する月の末日をもって都道府県型JPドメイン名の登録を廃止する。</p> <p>2 前項の確認を当社が定める期間内に行うことができない場合には、当該の廃止届け出は撤回されたものとみなす。</p> <p>3 都道府県型JPドメイン名の廃止に関する細目は別途定める。</p> <p>3の2 第25条の2第1項に定める移転裁定実施後において、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」という) が定める「JP</p>	<p>都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本レジストリサービス 公開: 2012年 5月 16日 改訂: 2014年 9月 1日 実施: 2014年 11月 3日</p> <p style="text-align: center;">都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則</p> <p>(途中省略)</p> <p>第8条 (都道府県型 JP ドメイン名の登録資格)</p> <p>登録者は、日本国内において、この規則に基づいて当社が行う通知を受領すべき住所を有する個人またはこれを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織とする。</p> <p>2 登録者または申請者が法人格を有さない組織である場合、登録担当者は、この規則に基づくすべての通知を受け、義務を履行する責任を負担する。</p> <p>3 登録された都道府県型JPドメイン名と都道府県型JPドメイン名技術細則に定める都道府県ラベルの種類のみが異なる未登録の都道府県型JPドメイン名は、当該登録された都道府県型JPドメイン名の登録者が、当該登録された都道府県型JPドメイン名の管理指定事業者を経由して登録申請する場合に限り登録することができ、これ以外の登録申請は受け付けない。</p> <p>4 前項の定めは、都道府県型JPドメイン名の移転登録により、それぞれの登録者が異なることを妨げない。</p> <p>(途中省略)</p> <p>第23条 (都道府県型JPドメイン名の廃止)</p> <p>登録者は、都道府県型JPドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について別に定める確認を行ったうえ、確認完了の日の属する月の末日をもって都道府県型JPドメイン名の登録を廃止する。</p> <p>2 前項の確認を当社が定める期間内に行うことができない場合には、当該の廃止届け出は撤回されたものとみなす。</p> <p>3 都道府県型JPドメイン名の廃止に関する細目は別途定める。</p> <p>3の2 第25条の2第1項に定める移転裁定実施後において、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」という) が定める「JP</p>	<p>凡例： <u>赤字 (下線付き)</u> : 追加 青字 (取消線付き) : 削除</p> <p>改訂・実施日の変更</p> <p>登録された都道府県型JPドメイン名と都道府県ラベルの種類のみが異なる都道府県型JPドメイン名の登録申請に関する規定追加</p> <p>JPNICの組織名変更に伴う修正</p>

都道府県型JPドメイン名登録等に関する規則（修正履歴付き）	都道府県型JPドメイン名登録等に関する規則（整形版）	備考
<p>ドメイン名紛争処理方針」（以下「紛争処理方針」という）における申立人は、当社が定める6週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その都道府県型JPドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。</p> <p>（第4項削除）</p> <p>5 第11条第3項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に都道府県型JPドメイン名は廃止されたものとみなす。</p> <p>6 第5条第8項の2および前各項により廃止または廃止とみなされた都道府県型JPドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>（途中省略）</p> <p>第26条（紛争処理手続の場合の特則）</p> <p>第23条、第25条および第25条の3の規定にかかわらず、紛争処理方針第8条により都道府県型JPドメイン名の移転ができない場合には、都道府県型JPドメイン名の廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその届け出または申請を受理しない。</p> <p><u>1の2 前項により都道府県型JPドメイン名に関して届け出または申請が受理されない間、当社は、第8条第3項の定めにかかわらず、同項に定める未登録の都道府県型JPドメイン名について、同項に定める登録者からの登録申請も受理しない。</u></p> <p>2 前2項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。</p> <p>（途中省略）</p> <hr/> <p>（付則）</p> <p>1 この規則は、2012年7月16日から実施する。</p> <p>2 この規則の定めにかかわらず、2012年7月16日から同年11月18日までの間の都道府県型JPドメイン名の登録申請は、別紙「都道府県型JPドメイン名登録経過措置実施要綱」の記載に従う。</p> <p><u>3 2014年9月1日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</u></p>	<p>ドメイン名紛争処理方針」（以下「紛争処理方針」という）における申立人は、当社が定める6週間以上先の期日までに登録に必要な情報の提出を行うものとする。紛争処理方針における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その都道府県型JPドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。</p> <p>（第4項削除）</p> <p>5 第11条第3項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に都道府県型JPドメイン名は廃止されたものとみなす。</p> <p>6 第5条第8項の2および前各項により廃止または廃止とみなされた都道府県型JPドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。</p> <p>（途中省略）</p> <p>第26条（紛争処理手続の場合の特則）</p> <p>第23条、第25条および第25条の3の規定にかかわらず、紛争処理方針第8条により都道府県型JPドメイン名の移転ができない場合には、都道府県型JPドメイン名の廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその届け出または申請を受理しない。</p> <p>1の2 前項により都道府県型JPドメイン名に関して届け出または申請が受理されない間、当社は、第8条第3項の定めにかかわらず、同項に定める未登録の都道府県型JPドメイン名について、同項に定める登録者からの登録申請も受理しない。</p> <p>2 前2項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。</p> <p>（途中省略）</p> <hr/> <p>（付則）</p> <p>1 この規則は、2012年7月16日から実施する。</p> <p>2 この規則の定めにかかわらず、2012年7月16日から同年11月18日までの間の都道府県型JPドメイン名の登録申請は、別紙「都道府県型JPドメイン名登録経過措置実施要綱」の記載に従う。</p> <p>3 2014年9月1日公開の改訂は、2014年11月3日から実施する。</p>	<p>DRPで申し立てられた都道府県型JPドメイン名と種類のみが異なる未登録の都道府県型JPドメイン名は登録申請も受理しないことの規定追加</p> <p>改訂日、実施日の記載</p>